

## 第 8 次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	介護保険利用者負担軽減事業
-----	---------------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	介護保険法等		
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	実施(補助)期間
			自 継続 ~ 至

担当部	福祉保健部	担当課	高齢社会課
担当係	認定・給付係	内線	4229 課 35010
関係課			

総合計画			
基本計画	章名	第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり	
	節名	第2節 安心でいきいきとした暮らしづくり	
	細節名	第5 高齢者・障害者支援施策の充実	
	施策名	「鳥取市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」に基づく事業の推進 該当ページ 111ページ	
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン			
事業区分	新規	継続	施策 22-05-01

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度 事業内容	平成20年度 事業内容	平成21年度 事業内容	平成22年度 事業内容	備考	注意事項	
高齢者等が、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる。また、介護予防の推進により、要介護者の増加を抑えることができ、介護サービスの充実により、きめ細やかなサービスを受けられるようになる。	社会福祉法人が実施する介護保険サービスを利用する者のうち、所得要件等を満たす者について、10%の自己負担を2.5%または5%にする。	社会福祉法人が実施する介護保険サービスを利用する者のうち、所得要件等を満たす者について、10%の自己負担を2.5%または5%にする。	社会福祉法人が実施する介護保険サービスを利用する者のうち、所得要件等を満たす者について、10%の自己負担を2.5%または5%にする。	社会福祉法人が実施する介護保険サービスを利用する者のうち、所得要件等を満たす者について、10%の自己負担を2.5%または5%にする。		<p><b>(注1)</b> 事業内容は、緊急性、地域の実情、効果、熟度、有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。</p> <p><b>(注2)</b> 事業費(財源内訳)は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。</p>	
<b>事業の概要</b> 鳥取市介護保険事業計画・高齢者保険福祉計画に基づく事業の推進	訪問介護利用者のうち、障害者手帳所持者で、一定の所得要件を満たす者について、訪問介護サービス利用時の保険給付率を90%から94%にする。(平成20年6月利用分まで)	訪問介護利用者のうち、障害者手帳所持者で、一定の所得要件を満たす者について、訪問介護サービス利用時の保険給付率を90%から94%にする。(平成20年6月利用分まで)					
<b>事業の対象者(交付先)</b> すべての市民							
<b>事業費(百万円)</b> 百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	H19決算額	H20予算額	H21予算要求 予定額	H22予算要求 予定額	H20~H22合計		
<b>財源内訳(イット)</b>	一般財源	1	1	1	1		3
	国庫支出金						
	県支出金	3	3	2	2		7
	起債(その他)						
<b>目標値</b>	対象者 訪問介護利用料軽減者及び社会福祉法人利用負担軽減者	対象者 訪問介護利用料軽減 32名 社会福祉法人軽減 85名	対象者 訪問介護利用料軽減 30名 社会福祉法人軽減 90名	対象者 社会福祉法人軽減 100名	対象者 社会福祉法人軽減 100名		
<b>効果(アウトカム)</b>	低所得の障害者・社会福祉法人サービス利用者の利用料負担が軽減される。						
<b>特記事項</b>			訪問介護利用料軽減事業は、平成20年6月利用分まで事業廃止				